

## 中間見直しの方向性について

中間見直しでは、現計画策定後に生じた関連法の制定・改正や社会環境の変化等を踏まえ、市の取組の見直しを行います。

### 1. 現計画策定後の関連法の制定や社会環境の変化等

#### (1) 主な関連法の制定

##### ① こども基本法(2023年4月施行)

- ・こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。
- ・全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、こどもが意見を表明する機会の確保及びその意見の尊重が基本原則として位置づけられており、こどもの視点に立った施策の推進が求められています。

##### ② 認知症基本法(2024年1月施行)

- ・認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせるよう、国・地方公共団体の認知症施策の策定・実施の責務等を定めています。
- ・認知症の人を含め、誰もが地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域における理解の促進や見守り、関係機関の連携による支援体制の充実が求められています。

##### ③ 孤独・孤立対策推進法(2024年4月施行)

- ・日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について基本的な方向性を定めています。
- ・孤独・孤立は誰にでも生じ得るものであるとの認識のもと、早期把握や予防、相談支援、地域におけるつながりづくりなどを総合的に推進することが求められています。

#### (2) 主な社会環境の変化

##### ① 単身高齢世帯の増加

2040年に向けて単身高齢世帯の増加が見込まれるとともに、家族・親族、地域、職場といったつながりは希薄化しており、医療・介護・住まい・生活困窮など複数の課題を併せ持つケースの増加や、社会的孤立のリスクの高まりが指摘されています。

##### ② 地域活動のなり手不足等

地域活動のなり手は高齢化・固定化が進んでおり、世代交代が喫緊の課題となっています。役員の兼任も常態化しており、1人当たりの負担が増大することで、新たななり手がさらに現れにくくなる状況が生じています。

### (3)各種アンケート結果から見えたこと

- ・近隣同士の関わりについては、計画策定時と比較してやや消極的になっている傾向がある一方、今回調査においても、依然として多くの方は、地域における支え合いの必要性を認識しています。そうした地域における支え合いの協力関係をつくるためには、日頃の生活の中で、住民同士が気軽に集える場と、地域の取組や情報に接する機会があることが大切、と考える市民が多数いる状況は変わっていません。
- ・地域活動やボランティア活動に参加しやすくなるためには、気軽に関わられて親睦が深められる活動であることが、引き続き、重視されています。
- ・個人が抱える困りごとの項目数が増加しており、課題が複雑化・複合化する傾向が進行しています。

### (4)地域活動団体、町内会・自治会アンケート調査から見えたこと

- ・地域活動団体は、2020年に行った調査と同様に、場所の支援、資金の支援、情報発信・広報の支援を求めています。
- ・町内会・自治会や地域活動団体においては、役員のなり手不足、中心メンバーの固定化、新たなメンバーが増えない等の共通した課題が見られます。

### (5)地域コミュニティの未来における共同研究から見えたこと【資料8から抜粋】

#### ①現状と課題

- ・市民の愛着や定住意向が着実に伸びています
- ・地域力の低下が課題となっています
- ・「持続可能な地域コミュニティ」の実現に向けた兆しはあります

#### ②今後の方針

- ・町内会・自治会、地区協議会への支援強化
- ・ゆるやかな2層制の構想
- ・分野横断的な交流と連携

## 2. 見直しの範囲について

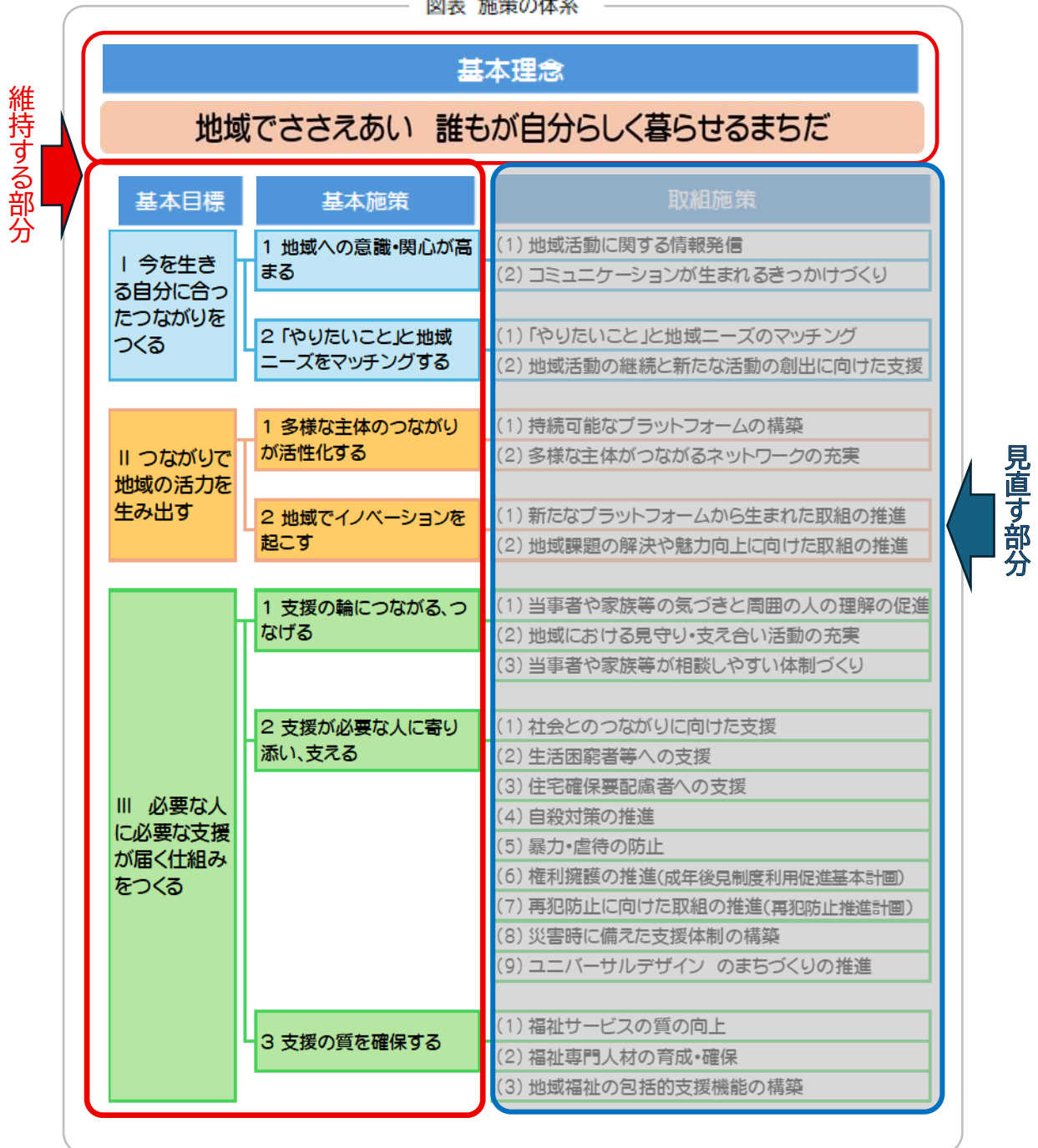
### (1) 基本計画部分の据え置きと実行計画部分の見直し・充実（44 ページ）

項目1(1)から(5)のとおり、近年、孤独・孤立対策や認知症施策などに見られるように、地域における見守りや支え合い、関係機関の連携といった「地域のつながり」を基盤とした取組の重要性が、これまで以上に求められている状況にあります。また、各種アンケート結果からも、地域における支え合いの必要性の意識が引き続き高いことが確認されています。

さらに、地域コミュニティの未来に関する共同研究においても、地域力の維持・向上や持続可能な地域コミュニティの形成に向けて、分野横断的な連携や地域内の関係づくりの必要性が示されています。

こうしたことから、現計画の基本計画部分である、基本理念・基本目標・基本施策は、現在の社会状況や制度動向と整合しており、今後 5 年間においても、引き続き、目指すべき方向性と言えます。そのため、本見直しにおいてはこれらを維持し、実行計画部分である、取組施策・事業内容の見直しと充実を図ることで、これから取り組むべき課題に対応していきます。

図表 施策の体系



## (2)項目ごとの見直しの方向性について

当プランの体系目次における修正の方向性は以下のとおりとします。

### ①第1部

第1部については、統計データやアンケート調査結果を更新するとともに、主に、「計画における地域の考え方」・取組施策・取組内容の修正と充実を図ります。

【現行】地域ホッとプラン 体系と目次	該当ページ	修正の方向性
第1章 計画の策定にあたって		
1 計画の背景と目的	9	中間見直しに言及して更新
2 計画の位置づけ	13	文言整理
3 計画の期間	15	文言整理
4 計画の策定体制	16	文言整理
第2章 町田市の現状と課題		
1 統計データからみる現状	17	データ更新
2 各種調査から見る現状	21	データ更新
3 地区別懇談会の結果	30	データ更新
4 地域経営ビジョン2030・第3次地域福祉計画の振返り	33	22-26の評価に更新
5 現状のまとめ	36	文言整理
6 計画策定にあたっての課題	37	文言整理
第3章 計画の基本的考え方		
1 基本理念	39	変更なし
2 基本目標	40	変更なし
3 基本施策	42	変更なし
4 計画における「地域」の考え方	43	福祉圏域の考え方を整理
5 施策の体系	44	取組施策の見直し
6 持続可能な開発目標(SDGs)の実現	45	変更なし
第4章 リーディングプロジェクト		
1 地域の「やりたい」をかなえつづけるプロジェクト	47	前半期の課題を踏まえて修正・更新
2 困りごとをなくそうプロジェクト	51	重層的支援体制整備事業の事業計画として更新
第5章 目標達成に向けた施策		
基本目標Ⅰ 今を生きる自分に合ったつながりをつくる	56	取組施策・事業内容の見直しと充実
基本目標Ⅱ つながりで地域の活力を生み出す	65	取組施策・事業内容の見直しと充実
基本目標Ⅲ 必要な人に必要な支援が届く仕組みをつくる	71	取組施策・事業内容の見直しと充実
第6章 プランの推進に向けて	100	文言整理

### ②第2部

前半期の課題、地区協議会の最新の動向を踏まえて修正・更新を行います。

【現行】地域ホッとプラン 体系と目次	該当ページ	修正の方向性
第1章 わたしの地区の未来ビジョンの策定まで	103	タイトル含め、前半期の課題を踏まえて修正・更新
第2章 10地区の概要	108	第3章に溶け込ませる
第3章 わたしの地区の未来ビジョン	110	地区協議会の最新の動向を反映

### 3. 包含する計画について

#### ① まちだ福祉〇ごとサポート事業(重層的支援体制整備事業)実施計画の追加

国が2021年に創設した重層的支援体制整備事業については、当市では本プランの中で「困りごとをなくそうプロジェクト」として位置づけており、取組を進めてきました。3年間の準備期間を経て、2025年度から「まちだ福祉〇ごとサポート事業」として本格的に実施しています。そのタイミングで、「まちだ福祉〇ごとサポート事業(町田市重層的支援体制整備事業)実施計画」を策定しておりますが、地域ホッとプランと理念・目標を同じくすることから、中間見直しのタイミングで、計画体系の中に明確に位置付け、一体化して取組みます。

#### ② 成年後見制度利用促進計画、再犯防止推進計画の包含

成年後見制度利用促進計画及び再犯防止推進計画については、現計画と同様に、それぞれホッとプランの中に包含し、推進していきます。

ただし、現計画では、第5章「目標に向けた施策」の中に掲載をしていますが、中間見直しにおいては、それぞれの計画を章として独立させ、全体像や方向性を分かりやすく把握できるよう整理します。